

第 26 回大阪支部ボウリング大会実施要綱

日 時	令和 6 年 7 月 28 日 (日) 午前 10 時から午後 1 時まで
会 場	心齋橋サンボウル 大阪市中央区西心齋橋 2 丁目 9 - 2 8 TEL 06-6213-0303
参 加 資 格 ク ラ ス 区 分	大会当日現に組合員であり、選手登録を認められた者。 ・個人戦 ※男子・女子・シニア (満 50 歳以上) クラスを個人戦に統一しています。 (1 ゲームあたり 50 歳以上の男性参加者に 10 ピン、女性参加者 (年齢問わず) には選択制の「10, 20, 30」ピンのハンデを設定します。) ・団体戦 (4 名 1 組) ※個人戦との重複登録はできません。 なお、チームには必ず女性を 1 名以上登録してください。(ハンデなし)
定 員	個人戦 40 名 団体戦 20 チーム ※申込状況により、個人戦及び団体戦の定員を変更することがあります。
大 会 規 定	1 試合方法 (1) 個人戦は 2 ゲームトータルスコア、団体戦は 4 名の 2 ゲームトータルスコアで勝敗を決定します。 (2) 投球方法はヨーロピアン方式とします。 (プログラムに詳細掲載) (3) 男子・女子・シニアクラスを個人戦に統一した上で性別と年齢に応じてハンデを設けます。 (4) 大会規定以外は全日本ボウリング協会競技規則を準用します。

2 規定違反

大会規定に違反した場合、その他一切のトラブルに関しては大会本部が決定します。

表彰	各クラス3位まで入賞として表彰します。
参加料	1人・・・200円 団体戦は4名分800円が必要です。 ※貸靴代は参加料に含まれます。
申込方法	別添の申込書に必要事項をご記入のうえ、参加料を添えて大阪支部までお申し込みください。 また、申し込みは定員になり次第締め切りますのでお早めにお申し込みください。ただし、申込数により各事業所の参加人数を制限させていただく場合がありますので予めご了承ください。
申込締切	令和6年6月28日（金） （7月1日以降の取消及び棄権の場合、参加料は返還いたしません。）
その他	（1）大会当日は必ず開催状況を出版健保ホームページで確認してください。 ホームページ https://www.phia.or.jp/ （「イベント開催状況」をクリックしてください。） （2）お申し込み後、棄権する場合は大会の前々日までに大阪支部まで申し出てください。
問い合わせ	出版健康保険組合 大阪支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-7-4 MF 天満橋ビル 9F TEL 06-6944-4300 FAX 06-6944-4309

～「マイヘルスウェブ」のご登録についてのご案内～

個人向け健康管理支援サイト「マイヘルスウェブ」では、ご自身の健康情報をPCやスマートフォンで、いつでもどこでも閲覧できるほか、組合主催のスポーツ大会等に参加するとポイントが付き、ポイントがたまと抽選でQUOカード（10,000円）や図書カード（2,000円）が当たります。ご登録いただいていない方は、是非、この機会にご登録をお願いします。

「マイヘルスウェブ」のご案内

ご覧いただくのはこちらから

URL [「https://www.phia.or.jp/checkup/my-hearth-web/」](https://www.phia.or.jp/checkup/my-hearth-web/)

初回登録（ログイン）：500 p
スポーツ大会等へ参加：都度 50 p



ご登録はこちらから URL [「https://www.phia.mhweb.jp/」](https://www.phia.mhweb.jp/)

※ご登録の際は、健康保険証をご用意ください。

（今後、マイナ保険証利用に伴い、登録方法が変更になります。

その際は、ホームページ等で改めてご案内いたします。）



ご登録方法などの問い合わせ

ヘルプデスク（土・日・祝日を除く平日午前9時～午後5時）

TEL 03-5213-4467

事業管理部（土・日・祝日を除く平日午前9時～午後5時）

TEL 03-3292-5009

健康保険証は2024年12月2日に廃止

医療機関の受診は
マイナ保険証で

マイナ
保険証
始まっています！

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの（手続き方法は裏面）

今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？

別
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。（本人が同意した場合のみ）

別
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に！！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額医療費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。